

◎平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う請求に係る留意点について

平成 27 年 4 月から、障害福祉サービス等報酬が改定されます。

このことから、電子請求受付システム等のリリース時期と、全てのサービスで共通の変更箇所である「地域区分」と「福祉・介護職員処遇改善加算」の設定方法についてご説明いたします。

地域区分については、誤った設定で請求されますと、点検でエラーとなり、お支払をすることができません。
処遇改善加算については、誤った設定で請求されますと、点検で警告となり、区市町村審査で返戻（お支払をしない処理）となる場合があります。

簡易入力システムをご利用の事業所等は以下の項番 1・2・3 を参照してください。

取込送信システムをご利用の事業所等は以下の項番 1・4 を参照してください。

1 平成 27 年度報酬改定に対応するシステムリリースについて

【電子請求受付システム・簡易入力システム・取込送信システムのリリース】

リリース時期（予定）	リリース内容
平成 27 年 4 月 20 日	平成 27 年 4 月の報酬改定対応及び、機能改善対応の為のシステムリリース （Ver 2. 18）

※平成 27 年 4 月サービス提供分の請求情報を作成するまでにバージョンアップを実施してください。

2 地域区分について（簡易入力システム）

平成 27 年 4 月サービス提供分（平成 27 年 4 月請求分）から地域区分の設定を変更する必要があります。

※変更する必要がある事業所の所在地について、障害者は別紙 1 を障害児は別紙 2 を参照してください。

※単位数単価について、障害者は別紙 1 を障害児は別紙 3 を参照ください。

簡易入力システム Ver2. 18（平成 27 年度報酬改定対応等）のバージョンアップ後の初回ログイン時に地域区分の更新の可否について点検を行い、登録済みの地域区分が変更になる場合には以下のメッセージがでます。

【警告メッセージ】

「現在、登録されている最新の地域区分（〇級地）は、見直しに伴い、平成 27 年 4 月より地域区分が変更となる可能性があります。OK ボタン押下後、地域区分設定画面に遷移しますので、平成 27 年 4 月より適用される地域区分の登録を行ってください。」

との警告メッセージがでて、地域区分設定画面に遷移します。

※【地域区分設定画面】より平成 27 年 4 月からの地域区分を設定してください。

【地域区分設定画面】

【地域区分設定方法】

- ・地域区分設定画面は以下の方法でも表示できます。
簡易入力システム⇒「メインメニュー」⇒「基本情報設定」⇒「自事業所情報修正」
⇒「事業所情報（基本）」画面にある地域区分の「設定」を押す。
- ・地域区分設定画面で適用開始年月と地域区分と経過措置の有無[経過措置(旧児童デイ)は適用開始年月が平成27年4月以降入力不可。]を設定します。
設定後に「明細追加」⇒「OK」⇒「確定」⇒「事業所情報（基本）」画面の登録を押します。

3 処遇改善加算について(簡易入力システム)

平成27年4月から福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分欄の入力項目の内容が3項目から4項目へ変更となります。

【処遇改善加算のキャリアパス区分】

【Ⅰ】・【Ⅱ】・【Ⅲ(キャリアパス要件)】・【Ⅳ(キャリアパス要件、定量的要件)】のいずれかを選択します。

[処遇改善加算Ⅰ(Ⅰの加算率を加算)]⇒新設 [処遇改善加算Ⅱ(Ⅱの加算率を加算)]⇒旧加算Ⅰ
 [処遇改善加算Ⅲ(Ⅱの90/100を加算)]⇒旧加算Ⅱ [処遇改善加算Ⅳ(Ⅱの80/100を加算)]⇒旧加算Ⅲ
 処遇改善特別加算⇒変更はありません。

【処遇改善情報設定画面】

【処遇改善情報設定方法】

- ・ 処遇改善情報（明細）画面は以下の方法で表示できます。
簡易入力システム⇒「メインメニュー」⇒「基本情報設定」⇒「処遇改善情報入力」
⇒該当サービスの「詳細」ボタンを押し、「処遇改善情報（明細）」で設定します。
- ・ 適用開始年月とキャリアパス区分と主たる事業所サービス種類（設定が必要な場合のみ）を設定し、「明細追加」、「登録」、「OK」を押します。

【処遇改善加算の読み替えについて】

- ・ 処遇改善情報の《キャリアパス区分》欄において、平成27年3月以前で登録済みであり、かつ平成27年4月以降の情報が登録されていない場合、平成27年4月以降の福祉・介護職員処遇改善加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します
 - ・ 平成27年3月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が、Iの場合はIIに読み替えし、IIの場合はIIIに読み替えし、IIIの場合はIVに読み替えします。
- ※読み替え後のキャリアパス区分が事業所の申請しているキャリアパス区分になっているかご確認ください。**

4 取込送信システムについて

①取込送信システムのバージョンアップについて

平成27年度報酬改定に伴いシステムのバージョンアップが必要です。

※バージョンアップを実施しても簡易入力システムと違い、地域区分の変更要否についての点検は行いません。

②地域区分について

地域区分と単位数単価について平成27年4月以降変更する必要があるか確認し、請求情報を設定してください。

平成27年4月サービス提供分(平成27年5月請求分)から地域区分の設定を変更する必要があります。

※変更する必要がある事業所の所在地について、障害者は別紙1を障害児は別紙2を参照してください。

※単位数単価について、障害者は別紙1を障害児は別紙3を参照ください。

③処遇改善加算

平成27年4月から福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分欄の入力項目の内容が、3項目から4項目へ変更となります。

上記2の項番3を参照し、正しいキャリアパス区分を設定してください。

※②と③の請求情報の設定方法等についてはご利用のソフト会社へお問い合わせください。

5 その他

- ① 平成27年4月以降、東京都国民健康保険団体連合会HP(アドレス <http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/>) に平成27年度制度改定資料として「平成27年度の地域区分と一単位単価の一覧表」を掲載する予定です。
事業所の所在する地域区分を確認し設定してください。

- ② 簡易入力システム等のマニュアルについては電子請求受付システムHP

(アドレス <http://www.e-seikyuu.jp/>) のログイン後のマニュアルから取得してください。

《問合せ先》

東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護福祉課 障害福祉係
電 話 03-6238-0224

【障害者の地域区分と1単位単価】

＜平成27年度＞7区分

平成27年4月サービステキ提供分から変更します。
市町村名の二重下線は変更となる市町村です。

別紙 1

地域区分	1級地 01	2級地 02	3級地 03	4級地 04	5級地 05	6級地 06	その他 20
地域区分コード							
23区	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市 福生市 清瀬市	八王子市 立川市 府中市 調布市 昭島市 小平市 日野市	三鷹市 小金井市 喜梅市 東村山市 あきる野市 東久留米市 羽村市 日の出町 檜原村	奥多摩町	武蔵村山市 東大和市 瑞穂町	大島村 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	
サービス種類	11.08	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00
居宅介護							
行動支援							
重度訪問介護							
同行支援							
重度障害者等包括支援							
短期入所							
生活介護	11.10	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	10.00
施設入所支援	11.19	10.99	10.79	10.66	10.40	10.20	10.00
自立訓練（機能訓練）							
自立訓練（生活訓練）	11.06	10.89	10.71	10.59	10.35	10.18	10.00
宿泊型自立訓練							
就労移行支援	11.06	10.89	10.71	10.59	10.35	10.18	10.00
就労継続支援A型							
就労継続支援B型	11.03	10.86	10.68	10.57	10.34	10.17	10.00
共同生活援助	11.44	11.20	10.96	10.80	10.48	10.24	10.00
計画相談支援							
地域相談支援	11.08	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00

※療養介護は全地域区分、10.00のため表示無し。基準該当事業所は、上記単位数単価に X0.85(少数点以下4桁目を四捨五入)

【障害児の地域区分】

＜平成27年度＞15区分

別紙 2

平成27年4月サービス提供分から変更します。

市町村名の二重下線は変更となる市町村です。

児童デイサービスから移行した障害児事業所は、○級地(旧児童デイサービス)⇒○級地

にすべての移行事業所で変更となります。

※旧障害児施設は以下の地域区分コード(児→者)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他
地域区分コード(児→児)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	24	25	23
地域区分コード(児→者)	21	22	23	24	25	26	27	29	30	31	32	33	34	35	28
※地域区分コードは平成27年4月サービス提供分以降変更します。	23区	武蔵野市 町田市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市 福生市 清瀬市	八王子市 府中市 調布市 日野市 東久留米市	立川市 昭島市	青梅市 東村山市	三鷹市 小金井市 東大和市 あきる野市	東京都 は無	東京都 は無	東京都 は無	東京都 は無	東京都 は無	武蔵村山市	東京都 は無	東京都 は無	羽村市 瑞穂町 奥多摩町 日の出町 檜原村 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

※平成24年3月まで障害児施設支援を提供していた事業所が、平成24年4月以降障害福祉サービスを提供している場合は上表の地域区分コード(児→者)となり、地域区分は「●●級地(旧障害児施設)」で地域区分コードは21～35までとなります。

※東京都は7級地～11級地・13級地～14級地に該当する市町村はありません。

地域区分		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他
コード		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.12	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62						10.19			10.00
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60						10.18			10.00
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37	11.14	10.99	10.91	10.84	10.76						10.23			10.00
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00						10.00			10.00
	放課後等デイサービス	11.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60						10.18			10.00
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37	11.14	10.99	10.91	10.84	10.76						10.23			10.00
	保育所等訪問支援	11.12	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62						10.19			10.00
	併設する施設が主たる施設の場合	11.00	10.84	10.73	10.67	10.62	10.56						10.17			10.00
	知的障害児の場合	11.12	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62						10.19			10.00
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.10	10.92	10.79	10.73	10.67	10.61						10.18			10.00
障害児入所支援	自閉症児の場合	10.99	10.83	10.72	10.66	10.61	10.55						10.17			10.00
	盲ろうあ児の場合	11.11	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62						10.19			10.00
	当該施設が主たる施設の場合	11.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60						10.18			10.00
	当該施設が主たる施設の場合	11.11	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62						10.19			10.00
	当該施設が単独施設の場合	11.16	10.97	10.83	10.77	10.70	10.64						10.19			10.00
	併設する施設が主たる施設の場合	11.10	10.92	10.79	10.73	10.67	10.61						10.18			10.00
	肢体不自由児の場合	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00						10.00			10.00
	自閉症児の場合	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00						10.00			10.00
	肢体不自由児の場合	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00						10.00			10.00
	重症心身障害児の場合	11.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60						10.18			10.00